

男女共同参画審議会 会議経過要旨

会 議 名	平成29年度第3回木津川市男女共同参画審議会		
日 時	平成30年3月6日(火) 午後2時から午後3時	場 所	女性センター 集会室
出 席 者	委 員 ■：出席 □：欠席	第1号委員 (学識経験者)	■ 有賀 やよい委員 □ 内海 貞嘉委員
		第2号委員 (市民)	■ 浅田 武之委員 □ 大倉 竹次委員 ■ 藤井 千賀委員(副会長)
		第3号委員 (各種団体の代表者)	■ 秋田 耕司委員 ■ 山本 貢委員(会長) ■ 辻本 勝代委員 □ 吉岡 園子委員
		第4号委員 (公募に応じた市民)	■ 辻野 容子委員
	庶 務 ( 事 務 局 )	川崎市民部次長、松井所長、木村係長	
傍 聴 者	なし		
議 題	<p>1. 開会</p> <p>2. 会長挨拶</p> <p>3. 市民部次長挨拶</p> <p>4. 議事</p> <p>(1) 第2次木津川市男女共同参画計画(キラリさわやかプラン)の策定について</p> <p>(2) 木津川市男女共同参画計画後期計画～新キラリさわやかプラン～の進捗状況について</p> <p>(3) その他</p> <p>5. 閉会</p>		

会議結果  
要 旨

1. 開会

事務局より、開会を宣言した。

2. 会長挨拶

会長より、第3回木津川市男女共同参画審議会開催にあたり、挨拶があった。

3. 市民部次長挨拶

市民部次長より、第3回木津川市男女共同参画審議会開催にあたり、挨拶があった。

資格審査について、事務局より報告した。

配付資料について、事務局より確認した。

4. 議事

(1) 第2次木津川市男女共同参画計画の策定について (配布資料No.1)

事務局より、資料を基に説明した。

(2) 木津川市男女共同参画計画後期計画～新キラリさわやかプラン～の推進状況について (配布資料No.2)

事務局より、資料を基に説明した。

(3) その他

事務局より、資料を基に説明した。

5. 閉会

会議経過  
要 旨

1. 開会

会議結果要旨のとおり。

2. 会長挨拶要旨

第3回男女共同参画審議会をご案内をさせていただきましたところ、年度末のお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

「木津川市男女共同参画」ですが、現在は8年目、来年9年目ということで第1次計画がまもなく終わろうとしています。本日の議題といたしましては「第2次木津川市男女共同参画計画（キラリさわやかプラン）の策定について」のご審議ということでございます。委員の皆様、どうぞよろしく申し上げます。

3. 市民部次長挨拶

今回は平成29年度の最後の男女共同参画審議会となりまして、本日は「男女共同参画進捗状況調査」について報告をさせていただきます。この調査は、昨年度の男女共同参画についての各課の取り組み状況でございます。内容をご審議いただき、委員の皆様方のご意見を賜わり、次年度に向けて、更なる事業の資質向上に努めたいと思います。

【資格審査報告要旨】

本日、出席者は7名で、木津川市男女共同参画推進条例施行規則第14条第2項の規定「半数以上の出席」を満たしているため、本会議は成立することを報告する。

配布資料について確認した。

4. 議 事

(1) 第2次木津川市男女共同参画計画の策定について（配布資料No.1）

事務局より、第2次木津川市男女共同参画計画の策定について、資料を基に説明した。

事務局：平成21年度に策定しました「木津川市男女共同参画計画新キラリさわやかプラン」ですが、資料1の「木津川市男女共同参画計画の概要」の1.計画の性格として、「男女共同参画社会基本法」に基づく基本計画であり、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく本市における男女共同参画推進のための総合的なプランです。「男女共同参画社会基本法」を参考までに一部抜粋しております。その内容ですが、第14条第3項「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない

い。」とあります。

次に、「木津川市男女共同参画計画推進条例」に基づく基本計画として条例を一部抜粋しております。その内容ですが、「市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画（以下、「基本計画」という。）を策定するものとする。」

次に、市の関連諸計画との整合性「木津川市総合計画」の部門計画として、関連諸計画と整合性を図ったプラン。このような性格をもっており、こういった内容を緩和して木津川市の計画を策定しなければならないと考えております。

次に2番目、計画の対象期間。これは現計画ですが、平成22年度からスタートし、概ね10年間を計画の対象期間とし、平成31年までの計画期間となっております。第2次計画対象期間は、本来ならば平成32年度から平成41年度の10年間を対象として計画を策定するところですが、第2次計画につきましては、平成33年度から平成42年度の10年間を対象として計画を策定したいと考えております。

その理由については、参考1の「国・府の策定状況」から、国は今現在「第4次男女共同参画基本計画」として、平成28年度から32年度までを計画期間としている。次期「第5次男女共同参画基本計画」は、平成33年度から平成37年度を対象年度として計画している。次に、京都府の現計画は、平成23年度から平成32年度までの計画として、次の第4次「KYOのあけぼのプラン」は、平成33年度から平成42年度の対象期間となっております。近隣の策定状況は、宇治市や城陽市、京田辺市、向日市、八幡市、長岡京市、それぞれの計画対象年度について記載をしています。例えば、宇治市の現計画は、「第2次UJIあさぎりプラン」は平成28年度から32年度の5年間の計画が期間となっております。その次の城陽市は、現在、第3次「さんさんプラン」後期計画は平成27年度から平成31年度の対象期間になっており、城陽市と木津川市は同じ計画年度となっております。近隣では木津川市と城陽市だけが国や府よりも1年前に計画策定となっております。国の計画につきましては、次の第5次計画、平成33年度から37年度、平成32年度に策定になりますが、33年度この前に法律や何か色んな変化などあるかもしれない。国の法律に、男女共同参画社会基本法の第3項に市町村は男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して・・・と記載していますが、これを勘案するには、木津川市の計画の方は1年早く策定をしておりますので、反映は難しい状態となっております。そのため国や府の計画を勘案して作るには1年計画年度を遅らせて、平成33年度から平成42年度、この10年間を対象に計画の方を策定したいと考えております。第2次計画策定のスケジュールとして、

3. 平成30年度計画策定の準備（業者選定方法・スケジュール等

対策) といたしまして、平成31年度は市民アンケートの実施等を行い、平成32年度第2次計画の取りまとめで、平成33年3月策定として、対象期間は平成33年度から平成42年度の10年間として計画の方を策定していきたいと思っております。

なお、主な意見、質疑は次のとおり。

議長： 現在の市の第1次計画は平成22年度からスタートして31年度に終了するというのですが、国の施策が33年度から37年度と5年で計画を策定されるので、国と府に合わせながら市の計画を1年先に延ばして33年度から42年度にしてはどうかという提案です。前期・後期と見直しされるということですが、10年というスパンがはたして適正なのかどうか。5年ごとに策定するのは大変だということもあり、10年で作ってしまえば見直すだけでいけるという考え方なのか。

事務局： 今おっしゃっている通り、5年ごとの短いスパンでは時間的に足りないという状況になりますので、10年間の計画の中で社会情勢の変化等があれば後期計画という形で5年ごとに見直しをかけていくという方向で取り組みをしたいと思っております。

議長： 準備期間が必要だということで10年というスパンで見直しを含んでいるということですね。

委員： やはり国と都道府県との整合性というのは必要だと思うので、1年間延ばすというのは良い方法だと思う。議会にかけたり、委員さんの任期で1年ずれたり、その辺についてはどうですか。

事務局： 議会に諮るということは今までもしていません。途中経過や報告、あるいは策定が終われば議会にはそれぞれの計画を配布しています。ただ、今の計画が31年度までですので、1年間延ばすということについては、ホームページ等でのアナウンスは必要だと思う。

委員： 目標値の区切りも31年度末になっていたかと思いますが、それも自動的に延びるということですか。

事務局： そうです。自動的にということですよ。

議長： 同じことを計画して32年まで続けるということではないですね。策定の年度を国の施策に勘案してということですね。特に問題はないと思いますがどうですか。

委員： 平成30年度の予定に計画策定の準備（業者選定方法）とあるが、これはアンケートの質問項目とかそういうものを業者の方にお問い合わせするというような意味ですか。

議長： 計画の策定の全体でしょうね。

事務局： 予算が認められるかが不明なので。

委員： そうですね。

事務局： 第1次の時には業者を入れて取り組んでいますので、今の時点では第2次についても業者に入っていて国や府の施策と整合を取った中身のある計画にしていきたいと思っていますが、業者を入れることにより費用がかかるので、予算確保できるかどうかというのは大変微妙なところです。この辺については不透明な部分がありますが、今の事務局の段階では、そういった方向で進みたいなという意向でスケジュールを作っています。

議長： かなり費用はかかるようですね。資料を作るのは十分に調べたりと準備時間が必要なので、国や府との整合性も求めていたら大変だと思う。

委員： 過去の案件を見ながら考えていくという感じになるのではないかな。

事務局： 資料を作らなかったら出来る範囲の中の計画になってしまうというところはあると思います。

委員： 国の基本計画が完成するのは32年度末だと思うが、その前に国民のアンケートはされるのか。国に聞かないと分からないとは思いますが。

事務局： 無作為のような形のアンケートはしてもらわないと掴めないと思う。他の人権啓発の推進計画の同じような見直しの時に、京都府が作った全体のデータがあるので、今に合わせたような見直しはできますが、数値は変化しますので、意向調査やアンケート調査については非常に大変だということはあると思います。

議長： 男女共同参画の予算としてされているのですか。この全体の中で個別の予算を要求をするのか。どういう形で予算化を求められるのか。

事務局： 個別の要求になってきます。基本計画の策定委託料という形で予算要求をしますが、こういう財政状況ですので難しいかなという状況にはあります。

議長： 国も含めて施策を推進しなさいということですが、最小限なら自分達の手で出来るし、全体のことを含めて広範囲になると職員や業者も含めてということになるのですね。それはまた審議会の中で議論をしていくことになるでしょうね。

委員： 今までやってきた活動を、市民の皆様方にどの程度ご理解をいただいているのか、どの辺りの努力が足りないのかという意味での捉え方もしておかないと、次のプランを組む時に強弱がつかまえにくいのではないかなと思う。

議長： 一時のコピーではダメだということですね。

委員： そうですね。できればその辺がつかめるような形でやっていただいた方がやり易いのではないかなと思う。

議長： 必要なものと削るものを精査していくということですね。

事務局： できれば計画書は見やすい方が良く思う。

議長： 基本のものは原本としては必要だが、実際に読んでいただくとしたら、ダイジェスト版やガイドブックのようなものの方が見やすくて重

宝する。

委員： 当然、過去の実績についての評価をされるので、その評価に合わせて強弱をつけながら自己反省の中身を整えて、次のプランを作るようにした方が良いと思う。

議長： そういうことも踏まえて、今日は策定の期間を延ばすことを焦点として、また次の審議会においては、そういったことも議題としてご審議いただくということになると思います。

他に意見・質疑は、ございませんか。

(質疑なし)

なければ次の議題に移ります。

**(2) 木津川市男女共同参画計画後期計画～新キラリさわやかプラン～の進捗状況について** (配布資料No.2)

事務局より、木津川市男女共同参画計画後期計画～新キラリさわやかプラン～の進捗状況について、資料を基に説明した。

事務局： 資料2より、平成26年度に策定いたしました後期計画に基づいた28年度の各課の取り組み状況の結果です。本市が男女共同参画計画を推進していくために実施すべき施策の具体的な内容を5つの基本目標と11の重点目標と93の具体策を設定し、この取り組みについて調査をしております。評価は、「A実施できた」「B一部実施できた」「C実施できなかった」と、各課の方で評価をしております。どの課も昨年同様に取り組みをし、調査の内容について昨年と違う部分だけ説明をさせていただきます。まず、15番「家庭教育に関する学習機会の提供及び啓発」社会教育課担当の項目です。事業結果として、28年度は市内小中学校へ家庭教育に関するリーフレット（文部省・府教育委員会作成）を配布したということで、評価はCからBに上がりました。次に、16番「女性教育事業・生涯学習への参加を促進し、交流と学習を深める」と、17番「女性のエンパワーメントのための学習機会の充実」社会教育課担当の項目です。どちらも、女性の会は講座開設や研修会への参加をしましたので、評価はBからAに上がりました。次に、20番「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」や「ストーカー規制法」に関する関係法令の周知、女性センター担当の項目です。事業結果は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」について広報等で周知したということで、評価はBからAに上げました。次に、33-1「職場における待遇の改善に向けての啓発」女性センター担当の項目です。事業結果は、木津川市女性活躍推進計画書の作成を行ったということで、評価はBからAに上げました。次に、44-1「育児休業や介護休業の制度利用を促進のための周知・啓発」女性センター担当の項目です。事業結果は、

京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレットを配架しているということで、評価はCからBに上げました。次に、48-1「男性対象の料理教室等の開催」女性センター担当の項目です。27年度は実施できなかったので評価はCでしたが、28年度は実施し6名の参加がありましたので評価はAに上げました。29年度もすでに2月に実施しました。次に、64-2「HIV/エイズ、性感染症、薬物乱用対策等の予防啓発事業の実施」健康推進課担当の項目です。事業結果は、国や京都府の作成した薬物乱用防止に関するポスター掲示し、啓発を図ったということで、評価はCからBに上がりました。次に、86-1「家庭介護に関する講座等の開催」女性センター担当の項目です。事業結果は、介護を受けないよう健康であるために認知症予防体操講座を年2回実施し24人が参加されたので、評価はCからAに上げました。次に、最後の項目は92番となっていますが、今までは93番「男女共同参画関連の国際的な情報の収集・提供」女性センター担当の項目がありましたが、昨年の審議会の際に、男女共同参画で介護や国際交流など全てが出来るわけではないので、実施出来ない項目は削除したらどうかとのご意見がありましたので今回削除させていただきました。昨年度の評価と変化があった項目については以上です。

なお、主な意見、質疑は次のとおり。

議長： 各課によって目標設定があると思いますが、その中で今までCだったのがBに上がり、Cがなくなったということは良いことだと感じています。

委員： この全体の施策に対する評価基準はABCに分けられているが、この評価は担当課でされているのか。それとも推進している人権推進課の担当がされているのか。

事務局： 各課で評価をつけてもらい、内容は精査して必要な場合は、協議をしています。

委員： 原則的には現場の方が評価して、それをチェックをした上での評価ということですね。

事務局： そうです。

委員： 数字やパーセントで評価できる方が客観性があるのではないか。元々の基準そのものを甘くすれば意味はなくなるが、本来やるべきことをやっているのなら問題はないと思う。ただ、自己評価だと甘くなりがちなので、第三者の評価や評価基準に対してどれだけ達成できているのかと、客観的な形にしていく方が説得性や納得性があるのではないかと思う。

議長： パーセントでの評価の方が分かり易い。ABC評価だとそれぞれの数字が見えてこないの、数字で評価することは可能か。

事務局： 数字が出ないような事業の場合は難しいかなと思います。



委員： 項目によっては出来る項目もありますよね。

事務局： 講座はできますね。

委員： 開催回数や参加者数など評価しやすい。今、世の中では、形の見えるようなものや数字などが流れとしてはあると思うので、それに従った方が説得性や客観性があると思う。

議長： 初期の段階ならCからBになっただけでOKだったが、既にCがなくなった段階にきているということは、かなり進んできたという証だと思う。この10年やってきた中で、より高いものを求めていくということなのでしょう。

委員： 何パーセント達成したらA、何パーセントに留まればCだと、最初にそうした基準を作っておいて実績と対比、評価基準と対比していけば、ある意味、客観性があるというか説得性があると思います。

議長： それはもう一つの枠の中でできる課とできない課がありますね。A評価を100点とするのか、100点には足りていないとするのかは目標設定にもよるが、Aになって終わりでは少し淋しく思う。新たな次の課題、努力目標、自分の自己評価できるという点数を厳しく付けていただけたら、より高度な施策に繋がっていくのかなという思いから、できるかどうかと検討された時には、数字で評価できるのかも検討していただけたらと思う。

委員： 1番に、講座や講演会は男性の参加が少ないと書かれているが、どのような工夫をしていけば良いかといつも思っている。どこへ行っても男性の参加が少ないと思うが、ここに例として上げられている、48-1「男性対象の男の料理教室を実施し6名の参加があった」と書いていただいています。男性の方が色んな所に参加できるように、これから講座の内容等をもう少し考えていただけたら良いと思う

事務局： 男性も来てもらえるような講座等ですね。

議長： Aと評価されているが、それは完璧にできたという話ではなく70点位で、男性が来たら90点になりますよと。そういうことでも繋がってきますね。

委員： 男の料理教室をされているのはすごく良いことですね。

議長： 確かに、Aだと全てできたようにとれるが、工夫が必要と書かれている。80点なら次の90点を目指そうということで、まだ努力をする余地があるという意味でも点数での評価というのは一つの目安というか、そういうところで発揮してくるのでしょうか。

委員： それも含めて次年度の評価方法までには、この審議会の中で検討してある程度入れていくというのをしたらどうかと思う。

議長： この調査については前年度と比較して、BからAに上がった項目がいくつかあり、男女共同参画が前に進んでいると理解をさせていただきたいと思います。

議長： 他に意見・質疑は、ございませんか。  
(質疑なし)

	ないようですので、これで議事を終わります。  5. 閉会
その他 特記事項	特になし。